

埼玉県のとめる低燃費車の基準【R7 年度改正】

埼玉県地球温暖化対策推進条例第 2 5 条第 2 項の規定に基づき知事がとめる低燃費車については、埼玉県告示によりとめています。

自動車の用途・燃料		車両総重量	基準（告示による）	車検証又は自動車検査証記録事項の記載例	
乗用	ガソリン車	3.5t 超	令和 2 年度燃費基準達成車※4	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 （〇〇〇は 100 を超える数値）	
		3.5t 以下	令和 12 年度燃費基準達成車※1 又は 令和 2 年度燃費基準 20%以上達成車	令和 12 年度燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準〇〇〇%達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 （〇〇〇は 100 を超える数値）	
	ディーゼル車	3.5t 超	令和 2 年度燃費基準達成車※4	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 （〇〇〇は 100 を超える数値）	
		3.5t 以下	令和 12 年度燃費基準達成車※1 又は 令和 2 年度燃費基準 20%以上達成車	令和 12 年度燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準〇〇〇%達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 （〇〇〇は 100 を超える数値）	
	L P ガス車	3.5t 超	全て該当※6		
		2.5t 超 3.5t 以下	令和2年度燃費基準達成車※4	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 （〇〇〇は 100 を超える数値）	
		2.5t 以下	令和 12 年度燃費基準達成車※1 又は 令和 2 年度燃費基準 20%以上達成車	令和 12 年度燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準〇〇〇%達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 （〇〇〇は 100 を超える数値）	
	貨物・乗合	ガソリン車	3.5t 超	全て該当※6	
			3.5t 以下	（貨物） 令和 4 年度燃費基準達成車※3	令和 4 年度燃費基準達成車 令和 4 年度燃費基準〇〇%向上達成車
（乗合） 令和 12 年度燃費基準達成車※1 又は 令和 2 年度燃費基準 20%以上達成車				令和 12 年度燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準〇〇〇%達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 （〇〇〇は 100 を超える数値）	
ディーゼル車		3.5t 超	令和7年度燃費基準達成車※2	令和 7 年度燃費基準達成車 令和 7 年度燃費基準〇〇〇%達成車 （〇〇〇は 100 を超える数値）	
		3.5t 以下	（貨物） 令和 4 年度燃費基準達成車※3	令和 4 年度燃費基準達成車 令和 4 年度燃費基準〇〇%向上達成車	
			（乗合） 令和 12 年度燃費基準達成車※1 又は 令和 2 年度燃費基準 20%以上達成車	令和 12 年度燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準〇〇〇%達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 （〇〇〇は 100 を超える数値）	
L P ガス車		全て該当※6			

自動車の用途・燃料	基準（告示による）	車検証又は自動車検査証記録事項の記載例
天然ガス自動車	全て該当 ^{※6}	
プラグインハイブリッド自動車	全て該当 ^{※6}	
電気自動車	全て該当 ^{※6}	
燃料電池車	全て該当 ^{※6}	

※1「令和12年度燃費基準達成車」とは、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）」（以下「燃費基準実施要領」という。）に基づく令和12年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和12年度燃費基準〇〇〇％達成車」と記載がある場合は、令和12年度燃費基準の100%を上回る燃費性能を有する自動車をいう。

※2「令和7年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく令和7年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和7年度燃費基準〇〇〇％達成車」と記載がある場合は、令和7年度燃費基準の100%を上回る燃費性能を有する自動車をいう。

※3「令和4年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく令和4年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和4年度燃費基準〇〇％向上達成車」と記載がある場合は、令和4年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。

「令和4年度燃費基準〇〇％達成車」（〇〇が100未満の数値）は低燃費車に該当しない。

※4「令和2年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく令和2年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和2年度燃費基準〇〇〇％達成車」と記載がある場合は、令和2年度燃費基準の100%を上回る燃費性能を有する自動車をいう。

※5 各燃費基準について、「令和〇年度燃費基準〇〇％向上達成車」と表示されている場合は、〇〇は0を上回る数値。「令和〇年度燃費基準〇〇〇％達成車」と表示されている場合は、〇〇〇は100を上回る数値であること。

※6「全て該当」とは、そのカテゴリーの自動車は、すべて低燃費車に該当することをいう。